

平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、平成31年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を宮崎県において開催するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大会開催に必要な総合企画に関すること。
- (2) 競技種目別大会に対する協力及び支援に関すること。
- (3) その他大会開催準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱又は任命する。

(役員)

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
- (2) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、宮崎県教育委員会教育長をもって充てる。

2 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱又は任命されたときから実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

2 委員等が委嘱又は任命時の所属機関又は団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は、前2項の規定により委員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(会議)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 大会開催の統括的企画・運営に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 専門委員会への委任に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長が当たる。

4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

5 総会の議事は、出席委員(前項に規定する代理人を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、会長が委嘱又は任命した委員をもって構成する。

2 専門委員会は、別表に掲げる総会から委任された事項について調査・審議し、決定した事項のうち、重要なものについては、その結果を総会に報告する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専決処分)

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため宮崎県教育庁高校総体推進課内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)等の例による。

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産)

第18条 実行委員会が解散した場合、その残余財産は、宮崎県に帰属するものとする。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成30年 月 日から施行する。

2 平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県準備委員会が決定した事項は、実行委員会が継承する。

3 第16条の規定にかかわらず、平成30年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成31年3月31日までとする。

【別表】

平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県実行委員会
 専門委員会への委任事項

専門委員会の名称	委任事項
競技専門委員会	① 競技種目別大会の実施計画及び運営に関する事 ② 競技種目別大会の実施要項及びプログラムに関する事 ③ 競技種目別大会運営経費に関する事 ④ 競技種目別大会の役員及び補助員に関する事 ⑤ 競技施設・設備及び競技用具に関する事 ⑥ その他、競技に関する事
広報・報道専門委員会	① 広報・報道の全体計画に関する事 ② 広報資料等に関する事 ③ 競技記録の收受、収集及び速報に関する事 ④ 報道機関との調整に関する事 ⑤ 来県者への宮崎の魅力発信に関する事 ⑥ その他、広報、報道及び通信に関する事
宿泊・衛生専門委員会	① 選手・監督及び競技役員の宿泊の全体計画に関する事 ② 宿泊要項及び宿泊料金に関する事 ③ 食品衛生及び環境衛生に関する事 ④ 医療及び救護の全体計画に関する事 ⑤ その他、宿泊、衛生及び医療に関する事
輸送・警備専門委員会	① 輸送交通の全体計画に関する事 ② 交通規制及び指導に関する事 ③ 警備、防災及び危機管理の全体計画に関する事 ④ 宿舎等の防災に関する事 ⑤ その他、会場案内、輸送、交通、警備、防災及び危機管理に関する事
高校生活動専門委員会	① 他県の参加者、観覧者のおもてなしに関する事 ② 会場周辺及び駅等の環境美化に関する事 ③ 大会のPRイベントに関する事 ④ 来県者への宮崎の魅力発信に関する事 ⑤ 大会運営補助に関する事 ⑥ 高校生が組織する高校生活動推進委員会に関する事 ⑦ その他、高校生活動に関する事